

朝鮮總督府通信官署ニ於ケル現金ノ
出納ニ關スル件

右謹テ上奏シ奉レシク
聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ付
セラレムコトヲ請フ

明治四十三年九月

内閣總理大臣廣島桂太郎



朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問
ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ朝
野總督府通信官署ニ於ケル現金ノ出納
ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
各省大臣

月

勅令第 號

朝鮮總督府通信官署ニ於テハ其ノ事務員ヲシテ現金ノ出納ヲ分掌セシムルコトヲ得

前項事務員ニ對シテハ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ準用ス
附 則

本令ハ 日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府中樞院官制

右謹テ上奏ニ恭ニク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ
レムコトヲ請フ

明治四十三年九月

内閣總理大臣侯爵桂太郎

